

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(新設)

			資料番号	10-1	担当課	子育て支援課
法令名	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	根拠条項	第17条第1項	許認可等の内容	幼保連携型認定こども園の認可	
【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律】 (設置等の認可) 第十七条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。 2 都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があったときは、第十三条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。 一 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 三 申請者が、第二十二條第一項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。 四 申請者が、第二十二條第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。 五 申請者が、第十九條第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十二條第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府						

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、認可の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第一号、第二号又は前号に該当する者

ハ 第二十二條第一項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があった日前六十日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの(当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。)

6 都道府県知事は、第一項及び第二項に基づく審査の結果、その申請が第十三條第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、第二項各号に掲げる基準に該当しないと認めるときは、第一項の設置の認可をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(指定都市等の長が認可を行う場合にあつては、子ども・子育て支援法第六十一條第一項の規定により当該指定都市等の長が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。)の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項の設置の認可をしないことができる。

一 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域(指定都市等の長が認可を行う場合にあつては、子ども・子育て支援法第六十一條第二項第一号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域をいう。以下この項において同じ。)における特定教育・保育施設の利用定員の総数(子ども・子育て支援法第十九條第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。

二 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。

三 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。

【愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例】

（学級の編制の基準）

第5条 満3歳以上の園児については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して主務大臣が定める事項をいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

（職員）

第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（以下「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

2 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員（副園長（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師に限る。次項及び第4項において同じ。）の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数を合算した数以上の数とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

園児の区分	員数
満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

3 前項本文の規定により算定した数(満3歳以上の園児に係るものに限る。)が当該幼保連携型認定こども園の学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数の園児の教育及び保育に直接従事する職員を置かなければならない。

4 園長が専任でない場合は、原則として第2項本文の規定により算定した数に1を加えた数の園児の教育及び保育に直接従事する職員を置かなければならない。

5 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合にあつては、調理員を置かないことができる。

6 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

(1) 副園長又は教頭

(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(3) 事務職員

(園舎及び園庭)

第7条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を設けなければならない。

2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下「保育室等」という。)は、1階に設けなければならない。ただし、規則で定める基準を満たす場合は、保育室等を2階以上の階に設けることができる。

4 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

5 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上としなければならない。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

(2) 満3歳未満の園児の数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

6 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上としなければならない。

(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積 (平方メートル)
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

イ 3.3 平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積

(2) 3.3 平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児の数を乗じて得た面積

(園舎に設けるべき設備)

第8条 園舎には、次に掲げる設備 (第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。) を設けなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室と、及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

(1) 職員室

(2) 乳児室又はほふく室

(3) 保育室

(4) 遊戯室

(5) 保健室

(6) 調理室

(7) 便所

(8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室 (満3歳以上の園児に係るものに限る。) の数は、学級数を下回ってはならない。

3 園外で調理し、搬入する方法により満3歳以上の園児に対する食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合においても、当該幼保連携型認定こども園は、当該方法により食事の提供を行うために必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園内で調理する方法により園児に対する食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、食事を提供する園児の数が20人に満たないときは、第1項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合においても、当該幼保連携型認定こども園は、当該方法により食事の提供を行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上としなければならない。

(1) 乳児室 1.65 平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

(2) ほふく室 3.3 平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

(3) 保育室又は遊戯室 1.98 平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

- 7 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を設けるよう努めなければならない。
- (1) 放送聴取設備
 - (2) 映写設備
 - (3) 水遊び場
 - (4) 園児清浄用設備
 - (5) 図書室
 - (6) 会議室
- (園具及び教具)
- 第9条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上、保育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。
- 2 幼保連携型認定こども園は、前項の園具及び教具を常に改善し、補充しなければならない。
(教育及び保育を行う期間及び時間)
- 第10条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
- (1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回ってはならないこと。
 - (2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
 - (3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、当該園児に対する教育の時間を含む。）を原則とすること。
- 2 前項第3号の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長が定める。
(子育て支援事業の内容)
- 第11条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する能力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、当該幼保連携型認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うとともに、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めなければならない。
- (掲示)
- 第12条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しておかななければならない。
(学校教育法施行規則の準用)
- 第13条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第14条 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第49号。以下「児童福祉施設基準条例」という。)第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条、第11条から第13条まで、第15条(第4項ただし書を除く。)、第20条、第21条第1項、第3項及び第4項、第46条前段並びに第50条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条の見出し及び同条第2項	最低基準	設備運営基準
第5条第1項	最低基準	愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「設備運営基準条例」という。)で定める基準(以下「設備運営基準」という。)
第6条第1項	入所者等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)
第6条第2項及び第15条第5項	児童の	園児の
第6条第4項及び第9条第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第7条第1項及び第2項	入所者等	園児等
第11条、第15条第2項及び第3項、第20条並びに第21条第1項	入所者等	園児
第11条	又は入所	又は入園
第12条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

第13条	児童福祉施設の長	幼保連携型認定こども園の園長 (以下「園長」という。)
	入所中の児童等 (法第33条の7に規定する児童等をいう。以下同じ。) に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合において懲戒するとき又は同条第3項	法第47条第3項
	当該児童等	園児
第15条第1項	入所者等	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第10条	設備運営基準条例第14条第2項において読み替えて準用する第10条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第21条第1項	援助	教育及び保育 (満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。) 並びに子育ての支援
第21条第3項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施、保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、
第46条	第15条第1項	設備運営基準条例第14条第1項において読み替えて準用する第15条第1項
	幼児	園児
第50条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

2 児童福祉施設基準条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは、職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは、職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は」と、「設備及び職員」とあるのは、職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せ

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

て設置する社会福祉施設」とあるのは、職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所者等の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者等の保護に直接従事する職員」とあるのは、職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

(幼稚園設置基準の準用)

第15条 幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第2項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

【愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則】

(愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の準用)

第3条 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年愛媛県規則第18号。以下「児童福祉施設基準規則」という。)第10条及び第11条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条	条例第45条第3項(条例第43条第1項において準用する場合を含む。) 保育室等を2階 とする。	愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第3項 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下「保育室等」という。)を2階 とする。この場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
第10条第1号	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)	耐火建築物
第10条第2号	施設又は設備	設備
第10条第3号	施設及び設備	設備
第10条第6号及び第11条第5号	乳幼児	園児

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

第11条	条例第46条	愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条第1項において読み替えて準用する条例第46条
第11条第1号及び第4号	幼児	園児